

訴 状

2020（令和2）年 9月28日

大阪地方裁判所 御中

別紙当事者目録記載の弁護士（16名）共同代表

弁護士 阪 口 徳 雄

弁護士 徳 井 義 幸

弁護士 谷 真 介（送達先）

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

アベノマスク関連文書に関する不開示決定処分取消等請求事件

訴訟物の価額 金380万円

貼用印紙額 24,000円

請 求 の 趣 旨

- 1 厚生労働大臣加藤勝信が原告に対し、2020（令和2）年8月27日付けで行った行政文書開示決定処分（厚生労働省発医政0827第4号及び同第5号）のうち、次の文書に関し、「単価、購入単位及び（予定）数量」に関する部分として不開示とした部分を取り消す。
 - (1) 契約書（緊急事態用ガーゼマスク購入 一式）（興和株式会社）（令和2年3月17日）
 - (2) 見積書（緊急事態用ガーゼマスク）（興和株式会社）（令和2年3月17日）
 - (3) 納品書（緊急事態用ガーゼマスク）（興和株式会社）（令和2年4月3日）
 - (4) 契約書（ガーゼマスク MK01 購入 一式）（伊藤忠商事株式会社）（令和2年3月17日）
 - (5) 見積書（ガーゼマスク MK01）（伊藤忠商事株式会社）（令和2年3月17日）
 - (6) 納品書（ガーゼマスク MK01）（伊藤忠商事株式会社）（令和2年3月31日）
 - (7) 納品書（ガーゼマスク MK01）（伊藤忠商事株式会社）（令和2年4月1日）
 - (8) 契約書（ガーゼマスク購入 一式）（株式会社マツオカコーポレーション）（令和2年3月17日）
 - (9) 見積書（ガーゼマスク）（株式会社マツオカコーポレーション）（令和2年3月17日）
 - (10) 納品書（ガーゼマスク）（株式会社マツオカコーポレーション）（令和2年4月1日）
 - (11) 契約書（ベトナム産抗菌布マスク 生産原料調達一式）（株式会社ユースビオ）（令和2年3月16日）

- (12) 見積書（ベトナム産抗菌布マスク生産原料調達一式）（株式会社ユースビ
オ）（令和2年3月16日）
- (13) 納品書（ベトナム産抗菌布マスク生産原料調達一式）（株式会社ユースビ
オ）（令和2年3月30日）
- (14) 契約書（ベトナム産抗菌布マスク 輸入業務 一式）（株式会社シマトレ
ーディング）（令和2年3月16日）
- (15) 見積書（ベトナム産抗菌布マスク輸入業務一式）（株式会社シマトレーデ
ィング）（令和2年3月16日）
- (16) 納品書（ベトナム産抗菌布マスク）（株式会社シマトレーディング）（令
和2年3月30日）
- (17) 契約書（ガーゼマスク購入 一式）（横井定株式会社）（令和2年3月16
日）
- (18) 見積書（立体ガーゼマスク等）（横井定株式会社）（令和2年3月16日）
- (19) 納品書（ガーゼマスク購入）（横井定株式会社）（令和2年4月1日）
- (20) 契約書（ガーゼマスク購入 一式）（横井定株式会社）（令和2年3月19
日）
- (21) 見積書（ガーゼマスク等）（横井定株式会社）（令和2年3月19日）
- (22) 納品書（ガーゼマスク購入）（横井定株式会社）（令和2年4月1日）
- (23) 変更契約書（興和株式会社）（令和2年4月3日）
- (24) 見積書（緊急事態用ガーゼマスク）（興和株式会社）（令和2年4月3日）
- (25) 契約書（緊急事態用ガーゼマスク購入 一式）（興和株式会社）（令和2
年4月7日）
- (26) 見積書（緊急事態用ガーゼマスク）（興和株式会社）（令和2年4月7日）
- (27) 契約書（ガーゼマスク MK01 購入 一式）（伊藤忠商事株式会社）（令和2
年4月7日）
- (28) 見積書（ガーゼマスク MK01 購入 一式）（伊藤忠商事株式会社）（令和2

年4月7日)

(29) 契約書 (ガーゼマスク購入 一式) (株式会社マツオカコーポレーション)

(令和2年4月7日)

(30) 見積書 (ガーゼマスク) (株式会社マツオカコーポレーション) (令和2

年4月7日)

(31) 契約書 (ベトナム産抗菌布マスク調達 一式) (株式会社ユースバイオ) (令

和2年4月7日)

(32) 契約書 (ベトナム産抗菌布マスク調達一式) (株式会社ユースバイオ) (令

和2年4月7日)

(33) 納品書 (ベトナム産抗菌布マスク調達 一式) (株式会社ユースバイオ) (令

和2年4月15日)

(34) 納品書 (ベトナム産抗菌布マスク調達 一式) (株式会社ユースバイオ) (令

和2年4月20日)

(35) 契約書 (ベトナム産抗菌布マスク調達 一式) (株式会社ユースバイオ) (令

和2年4月15日)

(36) 見積書 (ベトナム産抗菌布マスク調達一式) (株式会社ユースバイオ) (令

和2年4月15日)

(37) 納品書 (ベトナム産抗菌布マスク調達 一式) (株式会社ユースバイオ) (令

和2年4月30日)

2 厚生労働大臣は原告に対し、前項の各文書について、2020 (令和2) 年8月27日付け行政文書開示決定処分で「単価、購入単位及び(予定)数量」に関する部分として不開示とした部分について、開示決定をせよ。

3 被告は原告に対し、金60万円及びこれに対する2020 (令和2) 年6月30日から支払い済みまで年3分の割合に基づく金員を支払え。

4 文部科学大臣萩生田光一が原告に対し、2020 (令和2) 年7月13日付けで行った行政文書開示決定処分 (2受文科初第675号) のうち、次の文書

に関し、「契約の単価及び契約の単価を計算できる購入数量」に関する部分として不開示とした部分を取り消す。

- (1) ガーゼマスク購入の随意契約について（興和株式会社）
- (2) ガーゼマスク購入の随意契約について（伊藤忠商事株式会社）
- (3) ガーゼマスク購入の随意契約について（株式会社松岡コーポレーション）
- (4) ガーゼマスク購入の随意契約にかかる変更契約について（興和株式会社）
- (5) ガーゼマスク購入の随意契約にかかる変更契約（2回目）について（興和株式会社）
- (6) ガーゼマスク購入の随意契約にかかる変更契約について（伊藤忠商事株式会社）
- (7) ガーゼマスク購入の随意契約にかかる変更契約について（株式会社松岡コーポレーションについて）
- (8) ガーゼマスク購入の随意契約に係る変更契約（2回目）について（株式会社松岡コーポレーション）

5 文部科学大臣は原告に対し、前項の各文書について、2020（令和2）年7月13日付け行政文書開示決定処分で「契約の単価及び契約の単価を計算できる購入数量」に関する部分として不開示とした部分について、開示決定をせよ。

6 訴訟費用は、被告の負担とする

との判決及び第3項について仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 はじめに

「アベノマスク」は佐伯耕三首相秘書官が安倍晋三総理大臣（当時）に「全

国民に布マスクを配れば不安はパッと消えますよ」と発案し、安倍総理がそれを鵜呑みにして採用した。現場を知らない者達の幼稚な失敗策であったと批判された。

さらに安倍総理の側近であった、加藤勝信厚生労働大臣（当時）、荻生田光一文部科学大臣は、安倍総理の「失敗策」を国民に知られることをおそれ、（特に加藤厚労大臣は堂々と法に定める期限を大幅に徒過して開示を引き延ばした上で）各受注業者に発注した「単価」、「枚数」を原告に開示しなかった。その不開示の理由も「公にすることにより、契約単価が判明し、今後の価格交渉等に支障を及ぼすおそれがある」など実に稚拙、お粗末である。

安倍総理の「アベノマスク」政策を国民に全て開示し、その当否を議論させ、そこからの教訓を学ぶのが真のコロナ対策に役立つ。「異常事態下」で、安倍総理の独自の「やっている感」のためのマスクを何百億もの税金を投入して全世帯に2枚程度を配布したわけであるが、政府が今後同じことを繰り返すことはおよそあり得ないし、あってはならない税金の無駄使いである。しかし、安倍総理側近大臣たちは「今後も同じ業者や他のマスク業者に発注するので、その価格を開示すると国の利益が害される」という屁理屈をつけてクサイものにフタをしたのである。

過去の失敗にフタをしては、現在、将来の真に有効なコロナ対策を見失う。

本件は、安倍政権の「負の遺産」であるアベノマスクについて、ありのままの真実の情報の公開を求める裁判である。

第2 当事者（原告）

原告は本件各文書について情報公開請求をした者である。

原告は神戸学院大学法学部教授であり、憲法学、政治資金問題等を研究している。

第3 本件情報公開請求に至る経過

1 「アベノマスク」の配布発表とその後の経過

(1) 2020（令和2）年に入り，国内外で新型コロナウイルス感染症が拡大した。中国など国外で主に製造していた不織布マスクの需要が急激に増大したため，国内の小売店において不織布マスクの品薄状態が続き，インターネットサイト等での高額転売問題などが社会的にも問題となっていた。

政府は，2020（令和2）年3月5日の第17回新型コロナウイルス感染症対策本部において，月6億枚以上のマスクの供給を確保していることに加えて，布製マスクを2000万枚国が一括して購入し，高齢者の介護施設や障害者施設，保育所，学童保育等の現場に配布すること，医療機関向けマスクについて1500万枚国として確保し，自治体を通じて優先配布をすることを発表した（甲1）。

政府は，2020（令和2）年3月15日に，国民生活安定緊急措置法に基づき，小売店で購入したマスクを取得価格より高値で転売する行為を禁じる措置を行った。

(2) 2020（令和2）年4月1日の第25回新型コロナウイルス感染症対策本部において，安倍晋三首相は，洗剤を使って洗うことで再利用可能な布マスクがマスク需要に対応する上で極めて有効であるとして，高齢者施設，障害者施設，全国の小中学校向けに布マスクを確保し，さらに5月にかけてさらに布マスク1億枚を確保する目処が立ったことから，全国で5000万余りの世帯全てを対象に日本郵政の全住所配布システムを活用して一住所あたり2枚ずつ配布する予定であると発表した（甲2）。

これに対しては，なぜ1住所に2枚なのか，もっと他に先にすべきことがあるのではないかと，税金の無駄遣い等の批判が相次ぎ，「アベノマスク」と揶揄されることとなった。海外メディアでも，米ブルームバーグ通信は「ア

ベノミクスからアベノマスクへ。マスク配布策が冷笑を買う」という記事を配信し、「アベノマスク」が日本のツイッターでトレンド1位になったことを紹介し、米フォックスニュースでも「エイプリルフールの冗談ではないかと受け止められている」と報じられた。与党内からも、新型コロナウイルスによって収入を失った労働者のために、欧米各国のように現金給付などを含む巨額の財政政策を行うべきではないか、日本政府もマスクなどではなく現金給付などの施策を早急に行うべきではないかとの批判がなされた。

しかしながら、緊急事態宣言が発令された同年4月7日には、政府は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として布マスクの配布を閣議決定し、一般家庭に後日配布することとなった（甲3～5）。

同月9日に行われた野党の会合において、政府から布マスクの配布に関する諸費用の総額が初めて開示され、これによると、同月7日に閣議決定された2020（令和2）年度補正予算案において布マスクを全世帯に各2枚配布するためにかかる経費を233億円計上し、2020（令和2）年度当初予算の予備費からもマスク配布に233億円を充てると決定したため、合わせて466億円かかる計算ということであった（甲6）。

(3) ところが同年4月14日から妊婦宛に先行配布したマスクにおいて、変色や髪の毛、異物混入等、不良品についての報告が相次いだ。また小中学校や特別支援学校に配布されたマスクにおいても虫の混入やカビが生えているとの報告がなされるなどし、厚労省もこれを認めるに至った。

結局、布マスクの納入業者である興和株式会社（以下「興和」という）と伊藤忠商事は、同年4月23日に全戸向けと妊婦用の未配布分の全回収を発表した。なお、興和は、後にマスコミの取材に対し、当初は品質を担保するため日本国内での検品を強く希望したが、政府側担当者より質より量を優先するよう指示され同希望を断られた旨述べている（甲7、8）。

同年5月14日は、厚労省は、国会での野党議員の質問に対し、妊婦向け

マスクの検品費用に8億円もの費用を見込んでいることを明らかにし、これが批判された。翌15日には加藤勝信厚生労働大臣（当時。以下「加藤厚労大臣」という）が「8億円は、全世帯向けと介護施設向けなどの布マスクの検品も含めた契約額で、妊婦向けマスク分は1%にも満たない」と述べ、妊婦向け布マスクの検品の費用は800万円未満であると説明を修正するなど（甲9）、二転三転している。

(4) 2020（令和2）年4月下旬、国会においてアベノマスク関連費用を含めた2020年度補正予算が審議され、野党議員は繰り返し「マスク配布はやめるべきだ」と要求し、後述する受注業者の選定や発注経過の不透明な点の追及も行ったが、安倍首相はこれに色をなして反論した。結局、衆議院・参議院あわせてわずか4日間の審議で補正予算が成立した。

(5) その後、2020（令和2）年5月に入り、国内のマスクの供給量が安定し、小売店の店頭でも販売されるようになってきていたが、いまだに全世帯向け布マスク（「アベノマスク」）の配布はほとんどの自治体で「準備中」とされ、同年5月上旬では配布状況はたった5%にも達せず、同年5月下旬の段階でも配布状況は50%程度にすぎなかった。このころにはすでに、一般家庭でも不織布マスクや布マスクが容易に入手できる状態になっており、国民からも「アベノマス」に対し「ようやく届いたが要らない」、「着けている人を見たことがない」、「税金の無駄遣い」、「費用対効果がみられない」などと批判された。配布された国民から、不要として返却されたり、寄付された布マスクも相当数に及んだ。

同年6月25日、菅義偉官房長官（当時）が記者会見で、全世帯向け布マスクの配布が同月20日に全て完了したと述べ、「需要の抑制に効果がある」とその意義や成果を強調した（甲10）。

2 不透明な発注問題

(1) 政府が2020（令和2）年4月上旬に全世帯向けその他の布マスクの配布を行うと発表した当初より、466億円もの税金を投入して行う必要があるのか、その具体的な調達方法について政府から説明がされていなかった。

(2) 厚生労働省（以下「厚労省」という）は、同年4月21日、社民党の福島瑞穂議員が行った質問に対し、全世帯向け布マスクを発注した企業及び金額について、興和（医薬品と繊維事業を手がける会社。契約金額54.8億円）、伊藤忠商事（総合商社。契約金額28.5億円）、株式会社マツオカコーポレーション（アパレル製造会社。契約金額7.6億円。以下「マツオカコーポレーション」という）であることを回答した（甲11。合計約90億円）。しかし、マスクの枚数については、「マスク単価を計算できることになり、今後の布マスク調達や企業活動への影響を及ぼす恐れがあり、回答は差し控える」とされ、また当初発表されていた予算である約466億円との差額、約376億円については、何らの説明もされず、謎だらけであった（甲12）。

一方で、妊婦向けに配布した50万枚の「アベノマスク」を受注した企業については、前記3社の他に非公表の1社に発注していると説明された。福島瑞穂議員ら野党議員は、政府に「非公表の1社」について明らかにすることや、明らかにしない理由を示すことを求めたが、政府はなぜか、この「非公表の1社」について理由も示さずに、明らかにすることを頑なに拒否し続け、国民の疑念が広がっていた。

(3) 同年4月27日、福島瑞穂議員は、厚労省から「非公表の1社」について回答があったことを明かし、これが福島県福島市にある「株式会社ユースビオ」（以下「ユースビオ」という）であったことが判明した（甲13）。同日、菅官房長官もこれを記者会見で認め、公表が遅れた理由について同社への発注分が妊婦向けマスクに振り分けられていたかについて確認が遅れたためと釈明した。

このユースビオは、会社のホームページがなく、信用調査会社の会社情報

を検索しても該当する企業がなかったこと、所在地にあったのが平屋のプレハブで社名を示すプレートすらなく窓には公明党のポスターが貼られていたこと、登記簿では設立が2017（平成29）年8月24日と設立後わずか3年弱で従業員5名の会社であったこと、従前は会社の定款の目的にマスクの調達や販売に関するものではなく2020（令和2）年4月1日付けで「目「貿易及び輸出入代行業並びにそれらの仲介およびコンサルティング」等が追加されたこと等の事情から、同社が「ペーパーカンパニーではないか」、 「ダミー会社ではないか」、 「政権との癒着があるのではないか」等の疑惑が生じた（甲12参照）。ユースビオの代表者は、マスコミの取材に「1枚135円で納品した」旨を回答している（甲13）。

翌日の2020（令和2）年4月28日の衆議院予算委員会で大串博志議員の質問に対し、加藤厚労大臣はユースビオが受注した布マスクの輸出入については、株式会社シマトレーディング（以下「シマトレーディング」という）が関与し、同社も国から直接発注を受けていることが判明した。同社の本業は千葉県富里市を拠点とする切り花の輸入・販売であり、ユースビオの代表者とシマトレーディングの代表者が親戚関係にあることが判明し、発注に対する疑惑は深まるばかりであった。

- (4) なお、同年6月1日の菅官房長官の記者会見では、当初466億円と発表されていた布マスクの配布費用について、総額260億円と約200億円も圧縮されることが明らかにされたが（甲15）、その具体的理由等は何ら説明されなかった。

3 介護施設等への追加配布発表と国民の批判の殺到

- (1) 上記のように、「アベノマスク」の配布自体が愚策であり税金の無駄であったとの国民の批判が強く、マスクの単価や発注量が明らかにされず、しかもユースビオやシマトレーディングなど不自然・不透明な発注について国民

の間に疑念が深まっていた中で、2020（令和2）年7月27日、朝日新聞デジタルで、介護施設や保育所などに8000万枚という大量の布マスクを追加配布するという衝撃的な報道がなされた（甲16）。

同報道では、朝日新聞が布マスクの配布事業でこれまでの業者と結んだ全ての契約書合計37通を入手したとし、配布・発注済みの布マスクは合計2億8700万枚にのぼり総額約507億円がかかっていたこと、うち郵送やコールセンター、検品等の事務経費が約107億円を占める見通しであること、いずれも入札をせずに行う随意契約であったこと、そのうち全世帯向けの布マスクは約1億3千万枚を総額約260億円かけて配布されたこと、介護施設など向けのマスクは1億5700万枚を総額約247億円となっており、このうち全世帯向けマスクの配布が完了した2日後の同年6月22日にも伊藤忠商事など9業者に5800万枚が発注されており、同年8月末までには納入される予定となっていること、厚労省が同年9月の配布完了を目指しているという等が報じられた。

翌7月28日の会見で菅官房長官は上記朝日新聞の報道を認め、税金の無駄遣いではないか、必要がないのではないかとマスコミの批判に対しては「布マスクは繰り返し利用でき、コスト面でも安価」、「継続配布は有意義」などと強弁した。

(2) しかしながら、マスクの品薄状態が完全に解消されむしろ供給過多で値崩れをしていたことや、介護施設からも「必要ない」との声が相次いでいたことから、税金の無駄との国民の批判が殺到、野党議員からも追及を受けて、同年7月30日、厚労省は一律配布を断念し、余剰分は備蓄に回すことを明らかとした（甲17）。同月31日、加藤厚労大臣は、正式に一律配布の断念を発表し、希望する介護施設に随時配布する方針に転換することを表明した。このように政府は追加配布についてわずか4日で方針転換するなど、迷走ぶりが明らかとなった。

- (3) なお、安倍首相は、アベノマスク配布事業に意味があったことをアピールするために同マスクを着用し続けたが、2020（令和2）年8月1日、ついに着用をやめた。
- (4) 安倍首相は同年8月28日、突然辞任を表明し、同日の記者会見において、記者からのアベノマスクの質問に対し、「マスクについても様々なご批判もいただいたが、マスクの配布を始めることによって、需要と供給の関係から、相当供給も出てきた。ネットでも価格も大きく変わってきた」といまだにその成果を強調する一方で、「ただ国民の皆様から厳しい批判もあった。そうしたものは受け止めなければならない」とも述べた（甲18）。

第4 アベノマスク関連文書の情報公開請求に関する一部開示決定とその違法性

1 情報公開請求と一部開示決定

(1) 厚労省分

ア 原告は、前記第3・2で述べた、アベノマスクの不透明な発注問題が報じられた直後の2020（令和2）年4月28日付け（受付はいずれも同月30日）で、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という）3条に基づき、加藤厚労大臣に対し、以下の行政文書の開示を請求した（（ア）と（イ）の請求は別）。

(ア) 布マスク配布関係文書（厚労省分）（甲19）

新型コロナウイルス感染拡大への対策の一環として各世帯、妊婦、介護施設、小・中学校等に配布される布マスクについて。

(1) 布マスクの配布に関して

- ① 布マスクの配布を決定および配布先の決定を行ったときの文書（又は布マスクの配布の指示および配布先の指示を受けたときの文書）。変更があれば、変更前と変更後の両方の文書。
- ② 布マスクの購入及び配布に要する費用を算定した文書または当該

費用の内訳のわかる文書。変更があれば、変更前と変更後の両方の文書。

- ③ 布マスクの配布先（各世帯，妊婦，介護施設，小・中学校等）の内訳を記載した文書。変更があれば，変更前と変更後の両方の文書（以上，電子メールとその添付文書を含む）。

(2) 業者との布マスク契約等に関して

- ① 厚生労働省が購入する布マスクについて業界又は業界団体に出した募集文書。
- ② 厚生労働省が布マスクを購入するために行った入札結果を含む入札に関する文書。
- ③ 各布マスク業者の見積書，同業者との契約書，同業者の納品書など厚生労働省が布マスクを購入した際の文書。
- ④ その他，厚生労働省が布マスク購入に関し販売業者との間でやり取りした文書（以上，電子メールとその添付文書を含む）。

(イ) 布マスク回収関係文書（厚労省分）（甲20）

新型コロナウイルス感染拡大への対策の一環として各世帯，妊婦，介護施設，小・中学校等に配布される又は配布された布マスクの回収について。

(1) 布マスクの配布の一時停止または回収に関して

- ① 布マスクの品質および品質検査に関し，厚生労働省が事前に各販売業者との間でやり取りした文書。
- ② 布マスクの不備・問題に関し，厚生労働省が各販売業者との間でやり取りした文書。
- ③ 布マスクの配布の一時停止および布マスクの回付を決定したときの文書（または布マスクの配布の一時停止および回付の指示を受けたときの文書）。

- ④ 布マスクの配布の一時停止、布マスクの回収及び回収費用に関して厚生労働省が各販売業者との間でやり取りした文書（以上、電子メールとその添付文書を含む）。

(2) 布マスクの配布先及び回収後の対応等に関して

- ① 不備・問題のあった布マスクの個数に関し、販売業者ごと、配布先ごとに、それぞれまとめた文書。日時の経過で、それぞれの時点でまとめたものがあれば、そのすべての文書。
- ② 不備・問題のあった布マスクの回収状況をまとめた文書。日時の経過で、それぞれの時点でまとめたものがあれば、そのすべての文書。
- ③ 布マスク回収後の対応（契約内容の変更及び品質検査のやり直しを含む）に関し、厚生労働省が各販売業者との間でやり取りした文書（以上、電子メールとその添付文書を含む）。

イ これに対し、加藤厚労大臣は、2020（令和2）年5月29日付けで、いずれの開示請求についても、情報公開法10条2項に基づき、開示決定等の期限を同条の開示期限の延長の上限である同年6月29日まで延長する旨の決定を行った（甲21，22）。

延長理由は、「対象となる行政文書の審査等に時間を要し、審査と並行して処理すべきその他事務の繁忙のため」とされた。

ウ その後、加藤厚労大臣は、布マスク回収関係文書について、上記延長後の開示決定期限を数日徒過し、同年7月3日付けで、「令和2年4月21日付け厚生労働省医政局経済課（マスク等物資対策班）、厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡『妊婦向けマスクの検品の徹底について』」なる文書の一部のみを開示する旨の決定をなした（甲23。開示文書は甲24）。この際、本来であれば同年6月29日付けで送付するところ新型コロナウイルス

ス感染症の感染拡大に伴い通常業務の遂行に支障を生じ、開示決定が遅延したことを謝罪する文書が同封されていた（甲 25）。

エ しかしながら、その後、布マスク配布関連文書の開示請求については、前記延長期限の同年 6 月 29 日を大幅に経過しても、加藤厚労大臣から何らの開示決定等もなされず放置され、結局、それから約 2 か月経過した令和 2 年 8 月 27 日付けで、以下の文書の一部を開示する旨の決定を行った（以下、「本件一部開示決定」という）。

a 厚生労働省発医政 0827 第 4 号（甲 28、開示文書は甲 31）

- ① 契約書（緊急事態用ガーゼマスク購入 一式）（興和株式会社）（令和 2 年 3 月 17 日）
- ② 見積書（緊急事態用ガーゼマスク）（興和株式会社）（令和 2 年 3 月 17 日）
- ③ 変更契約書（興和株式会社）（令和 2 年 3 月 31 日）
- ④ 納品書（緊急事態用ガーゼマスク）（興和株式会社）（令和 2 年 4 月 3 日）
- ⑤ 契約書（ガーゼマスク MK01 購入 一式）（伊藤忠商事株式会社）（令和 2 年 3 月 17 日）
- ⑥ 見積書（ガーゼマスク MK01）（伊藤忠商事株式会社）（令和 2 年 3 月 17 日）
- ⑦ 変更契約書（伊藤忠商事株式会社）（令和 2 年 3 月 31 日）
- ⑧ 納品書（ガーゼマスク MK01）（伊藤忠商事株式会社）（令和 2 年 3 月 31 日）
- ⑨ 納品書（ガーゼマスク MK01）（伊藤忠商事株式会社）（令和 2 年 4 月 1 日）
- ⑩ 契約書（ガーゼマスク購入 一式）（株式会社マツオカコーポレーション）（令和 2 年 3 月 17 日）
- ⑪ 変更契約書（株式会社マツオカコーポレーション）（令和 2 年 3 月 31 日）
- ⑫ 見積書（ガーゼマスク）（株式会社マツオカコーポレーション）（令和 2

年3月17日)

- ⑬ 納品書 (ガーゼマスク) (株式会社マツオカコーポレーション) (令和2年4月1日)
- ⑭ 契約書 (ベトナム産抗菌布マスク 生産原料調達一式) (株式会社ユースビオ) (令和2年3月16日)
- ⑮ 見積書 (ベトナム産抗菌布マスク生産原料調達一式) (株式会社ユースビオ) (令和2年3月16日)
- ⑯ 納品書 (ベトナム産抗菌布マスク生産原料調達一式) (株式会社ユースビオ) (令和2年3月30日)
- ⑰ 契約書 (ベトナム産抗菌布マスク 輸入業務 一式) (株式会社シマトレーディング) (令和2年3月16日)
- ⑱ 見積書 (ベトナム産抗菌布マスク輸入業務一式) (株式会社シマトレーディング) (令和2年3月16日)
- ⑲ 納品書 (ベトナム産抗菌布マスク) (株式会社シマトレーディング) (令和2年3月30日)
- ⑳ 契約書 (ガーゼマスク購入 一式) (横井定株式会社) (令和2年3月16日)
- ㉑ 見積書 (立体ガーゼマスク等) (横井定株式会社) (令和2年3月16日)
- ㉒ 変更契約書 (横井定株式会社) (令和2年3月31日)
- ㉓ 納品書 (ガーゼマスク購入) (横井定株式会社) (令和2年4月1日)
- ㉔ 契約書 (介護施設等への布マスクの配布業務一式) (日本郵便株式会社) (令和2年3月17日)
- ㉕ 見積書 (介護施設等への布マスクの配布業務一式) (日本郵便株式会社) (令和2年3月17日)
- ㉖ 契約書 (ガーゼマスク購入 一式) (横井定株式会社) (令和2年3月19日)

- ⑳ 見積書（ガーゼマスク等）（横井定株式会社）（令和2年3月19日）
- ㉑ 変更契約書（横井定株式会社令和2年3月31日）
- ㉒ 納品書（ガーゼマスク購入）（横井定株式会社）（令和2年4月1日）
- ㉓ 介護施設等に対する布製マスクの配布について(令和2年3月18日付事務連絡)（抜粋）

b 厚生労働省医政0827第5号（甲29，開示文書は甲32）

- ① 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（抜粋）（令和2年4月7日）
- ② 布製マスク供給事業の募集について（令和2年4月）
- ③ 変更契約書（興和株式会社）（令和2年4月3日）
- ④ 見積書（緊急事態用ガーゼマスク）（興和株式会社）（令和2年4月3日）
- ⑤ 契約書（緊急事態用ガーゼマスク購入 一式）（興和株式会社）（令和2年4月7日）
- ⑥ 見積書（緊急事態用ガーゼマスク）（興和株式会社）（令和2年4月7日）
- ⑦ 契約書（ガーゼマスク MK01 購入 一式）（伊藤忠商事株式会社）（令和2年4月7日）
- ⑧ 見積書（ガーゼマスク MK01 購入 一式）（伊藤忠商事株式会社）（令和2年4月7日）
- ⑨ 契約書（ガーゼマスク購入 一式）（株式会社マツオカコーポレーション）（令和2年4月7日）
- ⑩ 見積書（ガーゼマスク）（株式会社マツオカコーポレーション）（令和2年4月7日）
- ⑪ 変更契約書（株式会社マツオカコーポレーション）（令和2年4月28日）
- ⑫ 契約書（ベトナム産抗菌布マスク調達 一式）（株式会社ユースバイオ）（令和2年4月7日）
- ⑬ 契約書（ベトナム産抗菌布マスク調達一式）（株式会社ユースバイオ）（令

和2年4月7日)

- ⑭ 納品書(ベトナム産抗菌布マスク調達一式)(株式会社ユースバイオ)(令和2年4月15日)
- ⑮ 納品書(ベトナム産抗菌布マスク調達一式)(株式会社ユースバイオ)(令和2年4月20日)
- ⑯ 契約書(布製マスクの全戸配布業務一式)(日本郵便株式会社)(令和2年4月9日)
- ⑰ 見積書(布製マスクの全戸配布業務一式)(日本郵便株式会社)(令和2年4月9日)
- ⑱ 契約書(ベトナム産抗菌布マスク調達一式)(株式会社ユースバイオ)(令和2年4月15日)
- ⑲ 見積書(ベトナム産抗菌布マスク調達一式)(株式会社ユースバイオ)(令和2年4月15日)
- ⑳ 納品書(ベトナム産抗菌布マスク調達一式)(株式会社ユースバイオ)(令和2年4月30日)

しかしながら、このうち a ③⑦②②⑤②③⑩ b ①②⑩以外の文書について、契約の単価、購入単位及び(予定)数利用に関する部分については、公にすることにより、契約単価が判明し、今後の価格交渉等に支障を及ぼすおそれがあることから、契約、交渉又は訴訟に関する事務に関し、厚生労働省の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、情報公開法5条6号ロに該当するとして不開示とされた(甲28, 31)。

(2) 文部科学省(以下「文科省」という)分

ア 原告は、2020(令和2)年5月11日付け(受付はいずれも同月12日)で、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」

という) 3条に基づき、萩生田光一文部科学大臣(以下「萩生田文科大臣」という)に対し、以下の行政文書の開示を請求した(ア)と(イ)は請求は別)。

(ア) 布マスク配布関係文書(文科省分) (甲33)

新型コロナウイルス感染拡大への対策の一環として小・中学校等に配布される布マスクについて。

(1) 布マスクの配布に関して

- ① 布マスクの配布を決定および配布先の決定を行ったときの文書(又は布マスクの配布の指示および配布先の指示を受けたときの文書)。変更があれば、変更前と変更後の両方の文書。
- ② 布マスクの購入及び配布に要する費用を算定した文書または当該費用の内訳のわかる文書。変更があれば、変更前と変更後の両方の文書。
- ③ 布マスクの配布先(小・中学校等)の内訳を記載した文書。変更があれば、変更前と変更後の両方の文書(以上、電子メールとその添付文書を含む)。

(2) 業者との布マスク契約等に関して

- ① 文部科学省が購入する布マスクについて業界又は業界団体に出した募集文書。
- ② 文部科学省が布マスクを購入するために行った入札結果を含む入札に関する文書。
- ③ 各布マスク業者の見積書、同業者との契約書、同業者の納品書など文部科学省が布マスクを購入した際の文書。
- ④ その他、文部科学省が布マスク購入に関し販売業者との間でやり取りした文書(以上、電子メールとその添付文書を含む)。

(イ) 布マスク回収関係文書（文科省分）（甲34）

新型コロナウイルス感染拡大への対策の一環として小・中学校等に配布される又は配布された布マスクの回収について。

(1) 布マスクの配布の一時停止または回収に関して

- ① 布マスクの品質および品質検査に関し、文部科学省が事前に各販売業者との間でやり取りした文書。
- ② 布マスクの不備・問題に関し、文部科学省が各販売業者との間でやり取りした文書。
- ③ 布マスクの配布の一時停止および布マスクの回付を決定したときの文書（または布マスクの配布の一時停止および回付の指示を受けたときの文書）。
- ④ 布マスクの配布の一時停止、布マスクの回収及び回収費用に関して文部科学省が各販売業者との間でやり取りした文書（以上、電子メールとその添付文書を含む）。

(2) 布マスクの配布先及び回収後の対応等に関して

- ① 不備・問題のあった布マスクの個数に関し、販売業者ごと、配布先ごとに、それぞれまとめた文書。日時の経過で、それぞれの時点でまとめたものがあれば、そのすべての文書。
- ② 不備・問題のあった布マスクの回収状況をまとめた文書。日時の経過で、それぞれの時点でまとめたものがあれば、そのすべての文書。
- ③ 布マスク回収後の対応（契約内容の変更及び品質検査のやり直しを含む）に関し、文部科学省が各販売業者との間でやり取りした文書（以上、電子メールとその添付文書を含む）。

イ これに対し、萩生田文科大臣は、2020（令和2）年6月10日付けで、いずれの開示請求についても、情報公開法10条2項に基づき、開示決定等の期限を同条の開示期限の延長の上限である同年7月13日まで延長する旨の決定を行った（甲35，36）。延長理由は、「所管業務が著しく繁忙であり、開示請求があった日から30日以内に開示決定等を行うことが困難であるため」とされた。

ウ その後、萩生田文科大臣は、2020（令和2）年7月13日付けで、布マスク配布関係文書については、以下の文書の一部を開示する旨の決定を行った（甲37。開示文書は甲38～40。以下、「本件一部開示決定」という）。

- ① 布製マスクの購入及び無償譲渡について
- ② ガーゼマスク購入の随意契約について（興和株式会社）
- ③ ガーゼマスク購入の随意契約について（伊藤忠商事株式会社）
- ④ ガーゼマスク購入の随意契約について（株式会社マツオカコーポレーション）
- ⑤ ガーゼマスク購入の随意契約にかかる変更契約について（興和株式会社）
- ⑥ ガーゼマスク購入の随意契約にかかる変更契約（2回目）について（興和株式会社）
- ⑦ ガーゼマスク購入の随意契約にかかる変更契約について（伊藤忠商事株式会社）
- ⑧ ガーゼマスク購入の随意契約にかかる変更契約について（株式会社マツオカコーポレーションについて）
- ⑨ ガーゼマスク購入の随意契約に係る変更契約（2回目）について（株式会社マツオカコーポレーション）
- ⑩ 「布製マスク梱包配送業務 一式」の随意契約について

⑪ 「布製マスク梱包配送業務 一式」に係る変更契約の締結について

しかしながら、このうち②～⑨については、契約の単価及び単価を計算できる購入数量に関する部分については、公にすることにより、契約単価が判明し、今後の価格交渉等に支障を及ぼすおそれがあることから、契約、交渉又は訴訟に関する事務に関し国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、情報公開法5条6号ロに該当し、また契約の単価及び購入数量は、当該法人の調達等に関するアイデアやノウハウに係るものであるため、これらの情報が開示された場合、当該法人の調達等に関するアイデアやノウハウに係る情報を他社が入手することが可能となり、当該法人の競争上の地位を害するおそれがあることから、情報公開法5条2号イに該当するとして、不開示とされた。

エ なお、萩生田文科大臣は、前記ウと同日付で、布マスク回収関係文書については、「請求文書を保有していない」として不開示決定をした（甲41）。

2 一部開示決定処分の違法性

(1) 不開示理由

前記1(1)エ及び(2)ウで述べたとおり、加藤厚労大臣は、アベノマスクの業者との契約書に関し、「単価、購入単位及び(予定)数量」に関する部分について、公にすることにより、契約単価が判明し、今後の価格交渉等に支障を及ぼすおそれがあることから、契約、交渉又は訴訟に関する事務に関し厚生労働省の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、情報公開法5条6号ロに該当するとし（甲28, 29）、また萩生田文科大臣は、アベノマスクの業者との契約書に関し、「契約の単価及び単価を計算できる購入数量」に関する部分について、①公にすることにより、契約単価が判明し、今後の価格交渉等に支障を及ぼすおそれがあること

から、契約、交渉又は訴訟に関する事務に関し国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、情報公開法5条6号ロに該当する、②当該法人の調達等に関するアイデアやノウハウに係るものであるため、これらの情報が開示された場合、当該法人の調達等に関するアイデアやノウハウに係る情報を他社が入手することが可能となり、当該法人の競争上の地位を害するおそれがあるとして、情報公開法5条2号イに該当するとしている（甲37）。

(2) 不開示情報に該当する余地がないこと

ア しかしながら、本件は布マスクの調達にかかる業務であるところ、布マスクは一般人が手縫いでもできる程度の極めて単純なものであり（不織布マスクが品薄状態にあった際には、多数の国民が自身で手作りをしていた）、これは政府が策定した仕様書（甲38・3頁、甲39・7頁等）をみても明白である。マスクの調達も、特異な業務などとは全くいえず、独自の技術的ノウハウ等に基づくものでもない。また、本件契約単価や数量が明らかになったところで、あくまで個別の契約を締結した際の単価であって、将来的な契約の予定価格等を類推できるわけではないし、このときは新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大でマスクの需給バランスが著しく崩れていた特異な事情の下で行われた事業であるところ、すでに不織布マスクも含めて国内のマスク需要と比して供給過多となっており（いずれも公知の事実）、将来的にまたも国が業者に対し大量の布マスクの調達を発注する（これを繰り返す）可能性は200%あり得ない（少なくとも具体的な予定はない）。仮にそのような事態が発生したとしても、上記特異な事情の下で決定された単価や数量が明らかにされたところで、政府の今後のマスク調達の価格交渉に支障を及ぼすおそれも、当該業者の競争上の地位を害するおそれなどありえない。

よって、過去のアベノマスクの調達に関する単価や数量が明らかになった

ところで、①政府が今後のアベノマスクの価格交渉等に支障を及ぼすおそれは全くないことは明らかであり、②業者の布マスクの調達等に関するアイデアやノウハウが判明し当該業者の競争上の地位を害するおそれなどなく、不開示情報には該当する余地はない。

イ またすでに厚労省分の開示文書において、布マスクについて「1枚あたり100～200円程度（納入場所までの輸送代込み）」で募集がなされていることが判明しており（甲32・5頁）、大凡の単価はすでに判明している。また、文科省分の開示文書において、「厚労省内に設置されているマスクチームから（文科省に対して）業者との^マ交渉により、単価が143円（税込み）になる連絡があり、4月17日に業者より見積書の提出があった。」として厚労省内のマスクチームの単価が税込143円であること、これに伴って文科省分についての業者との契約について変更契約がされていることが明らかとなっている（甲39・46頁）。

このようにすでに概ねの発注単価はすでに明らかになっているのであり、それに加えて業者との各個別契約の単価や数量が明らかになったからといって、特段目新しい情報とはいえず、これが開示されたところで前記①②のおそれなどなく、不開示情報とすべき理由はどこにもない。

ウ むしろ、前記第3で述べたとおり、「アベノマスク」事業については、そもそも500億円もの国民の税金を使って行う必要があったのか、公表された90億円との差額はどうか、各業者への発注の方法や価格、業者の選定等について不適正な点はなかったのか等について、国民から大きな疑念がもたれており、各業者との契約の単価や数量や、業者の選定経過、発注経過については、国民の関心が極めて高い事項である。「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確

な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」（情報公開法1条）という情報公開法の目的にまさに沿うために、各情報が開示されなければならない情報であることは明白である。

（3）小括

よって、本件各一部開示決定のうち、「単価、購入単位及び（予定）数量」や「契約の単価及び単価を計算できる購入数量に関する部分」を不開示とした部分（不開示決定処分）は、違法である。

なお、梱包配送（運送）業務に関する文書（日本郵便株式会社）については、本件訴訟の対象とはしない。

3 まとめ

以上より、本件一部開示決定処分のうち、「契約の単価及び単価を計算できる購入数量に関する部分」を不開示とした部分（不開示決定処分）は違法であるから、梱包配送（運送）業務に関する文書（日本郵便株式会社）を除き、行訴法3条2項、8条等に基づき同不開示決定処分の取り消しを求めるとともに、行訴法3条6項2号、37条の3第3項第2号に基づき開示決定処分の義務付けを求める。

第5 本件情報公開請求（厚労省分）における加藤厚労大臣による開示決定等の放置とその違法性

1 本件情報公開請求（厚労省分）における加藤厚労大臣による開示決定等の放置

（1）前記第4・1（1）ア（ア）で述べたとおり、原告は、2020（令和2）年4月28日付け（受付はいずれも同月30日）で、情報公開法3条に基づき、加藤厚労大臣に対し、布マスク配布関係文書及び布マスク回収関係文書の開示を請求した（両者は別）（甲19，20）。

(2) これに対し、加藤厚労大臣は、2020（令和2）年5月29日付けで、いずれの開示請求についても、情報公開法10条2項に基づき、開示決定等の期限を同条の開示期限の延長の上限である同年6月29日まで延長する旨の決定を行った（甲21，22）。

延長理由は、「対象となる行政文書の審査等に時間を要し、審査と並行して処理すべきその他事務の繁忙のため」とされた。

その後、加藤厚労大臣は、布マスク回収関係文書について、上記延長後の開示決定期限を数日徒過し、同年7月3日付けで、一部開示決定をなした（甲23）。この際、本来であれば同年6月29日付けで送付するところ新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い通常業務の遂行に支障を生じ、開示決定が遅延したことを謝罪する文書が同封されていた（甲25）

(3) しかしながら、その後、布マスク配布関連文書の開示請求については、前記延長期限の同年6月29日を大幅に経過しても、加藤厚労大臣から何らの開示決定等もなされず、期限をさらに延長する旨の通知やなぜ開示決定がされないかの理由の説明も、そもそもの連絡すらもないまま放置され続けた。そして延長された前記延長後の期限から約1か月が経過した同年7月27日に、前記第3・3（2）で述べたアベノマスクの介護施設に対する追加配布についての朝日新聞デジタルの報道（甲16）で、朝日新聞社が、厚労省がこれまで業者と締結した全ての契約書合計37通を入手していることが判明した。これは、加藤厚労大臣が原告の開示請求は放置をしながら、朝日新聞社には開示していたのではないか等の疑念が生じた。

そこで原告は、同年7月28日付けで、加藤厚労大臣に対し、自身の情報公開請求について、開示決定期限を同年6月29日まで延長する通知を行っているにもかかわらず、いまだに明確な説明もなく、自ら設定した期限を大幅に徒過しており違法状態が続いていること、同年7月28日付け朝日新聞報道によれば朝日新聞には同じ文書を開示しているのに原告にはいまだに開

示どころか開示決定さえなされていないのは納得できない旨を抗議し、著しく期限徒過していることについて1週間以内に文書で説明することを求めた（甲26）。

これに対し、厚労省担当部署（医政局経済課）は原告に対し、2020（令和2）年8月4日付けで、新型コロナウイルス感染症の対応で業務が繁忙であること、本件情報公開請求の対象文書の特定に時間がかかり関係部署との調整に時間を要していること、7月28日付け朝日新聞報道（厚労省と業者との契約書37通を入手）については同日時点で厚労省が朝日新聞に契約書を開示した事実はない旨を釈明する文書を送付した（甲27）。

しかしながら、その後も原告に対し開示決定等はされないまま、何らの連絡もなく放置されるという異常事態が続いた。

（4）その後、前記第3・3（4）のとおり安倍首相が突如辞任を表明した2020（令和2）年8月28日の翌29日になって、突然、原告のもとに、2020（令和2年）8月27日付け一部開示決定通知が届いた（甲28、29）。その時点で、原告が開示請求を行ってから約4か月、延長された開示期限から約2か月が経過していた。

同通知には、厚労省医政局経済課総務係木本氏名義の文書（甲30）が同封されており、同文書には「開示決定等に期限の延長手続をさせていただいたにもかかわらず、延長後の期限も大幅に超過しており、誠に申し訳ございません」と記載されていた。しかしながら、その前には遅延を詫げる連絡も、遅延理由等を説明する何らの連絡すらないという不誠実な態度であった。

2 開示決定等の放置の違法性

（1）情報公開法は、情報公開請求がなされた場合、行政機関の長は、文書の全部又は一部を開示する場合はその旨の決定をして、また開示しないときはその旨の決定をして、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければ

ならないと定めている（情報公開法9条）。

また、その開示決定等の期限については、開示請求があった日から30日間とするが、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができるとし、その場合には開示請求者に遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならないものと定めている（情報公開法10条）。

かかる開示期限については特例があり、開示請求にかかる文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る部分の内の相当部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りるが、その場合でも行政機関の長は開示決定期限内に、開示請求者に対し、その理由や残りの行政文書について開示決定等をする期限を書面により通知しなければならないものとされている（情報公開法11条）。これ以外には法律上の特例はなく、同特例に該当しない限り、情報公開請求に対しては行政機関の長は情報公開法10条の期限内に必ず、開示決定等を行わなければならない。

- (2) 本件では、前記1で述べたとおり、原告は加藤厚労大臣に対し、2020（令和2）年4月30日受付で前記第4・1（1）ア（ア）記載の布マスク配布関係文書（厚労省分）の情報公開請求をしており（甲19）、その開示期限が情報公開法10条2項により同年6月29日までに延長されたところ（甲21）、同期限までに開示決定等をせず、延長後の期限からすら約2か月間放置したのであるから（そして情報公開法11条の特例を理由とするものでもない）、その情報公開法上の違法性は明らかである。

厚労省は、新型コロナウイルス感染症の対応で業務が繁忙であること、本件情報公開請求の対象文書の特定に時間がかかり関係部署との調整に時間を

要している旨弁解するようであるが（甲27），真偽は明らかではなく，また仮に真実であったとしてもこれをもって開示請求を放置して良い理由にはならない。情報公開法11条の特例すらとっておらず，漫然と徒過したものにすぎずその任務懈怠は明らかである。

かかる開示決定等について法律で明確に定められた期限を無視し放置するという加藤厚労大臣の対応は，原告の情報公開法に基づく開示請求権を著しく侵害しており，国賠法上も違法である。

この点，東京高判平成18年9月27日判例秘書掲載は，開示期限から7日間遅れた事例について，社会通念上一般人において受任すべき限度を超えていないとして国賠法上の違法性は否定しているが，同事例と比較しても，本件では延長された期限からすら約2か月も徒過しており，情報公開法10条が定める延長を含めた開示期限上限（60日）のほぼ倍の期間であること，しかも同種文書について文科省ではすでに契約書類を開示していること，原告が文書において抗議してからも長期間放置し続けたこと等からして，社会通念一般人において受任すべき限度を遙かに超えているといわざるをえない。

これにより，原告は開示文書を前提にして適時に言論・発信する機会を逸し（その間に「アベノマスク」を発案・主導した安倍首相が辞任してしまった），また開示されない場合の不服申立についてもいつまでも行えない状態に置かれた（情報公開法にはみなし却下の制度がないため）。

かかる原告に生じた有形無形の損害（慰謝料を含む）として少なくとも50万円，弁護士費用相当額として10万円の合計60万円の国賠請求を行う。なお，遅延損害金の起算点は延長後期限の翌日である2020（令和2）年6月30日とされるべきである。

第6 結論

以上より，原告は請求の趣旨記載の判決を求め，本件訴訟を提起した次第である。

証 拠 方 法

甲第1～41号証 証拠説明書のとおり

添 付 書 類

- | | | |
|---|--------|-----|
| 1 | 甲号証の写し | 各1通 |
| 2 | 証拠説明書 | 1通 |
| 3 | 委任状 | 1通 |

当 事 者 目 録

原 告 上 脇 博 之

原告代理人目録 (略)

被 告 国

代表者法務大臣 上 川 陽 子

処分行政庁 厚生労働大臣 加藤 勝信 (処分当時)

文部科学大臣 萩生田 光一